

# 概算：短期入所利用料金

令和6年8月1日現在（改訂）

（単位：円）

区分		介護報酬（1日あたり）						その他料金（1日あたり）							1日あたり合計 ①+②+③		
		①基本利用料			②加算料金			③	内訳						1割	2割	3割
		1割	2割	3割	1割	2割	3割		食費 (注1)	居住費	特別な 食事 おやつ 代	日用品費 (B)	教養 娯楽費	差額 室料			
（4人部屋）	要介護1	984	1,967	2,950	118	234	351	3,377	2,040	680	157	300	200	-	4,479	5,578	6,678
	要介護2	1,068	2,135	3,202											4,563	5,746	6,930
	要介護3	1,138	2,276	3,414											4,633	5,887	7,142
	要介護4	1,202	2,403	3,604											4,697	6,014	7,332
	要介護5	1,266	2,531	3,797											4,761	6,142	7,525
（2人部屋）	要介護1	984	1,967	2,950	118	234	351	5,577	2,040	680	157	300	200	2,200	6,679	7,778	8,878
	要介護2	1,068	2,135	3,202											6,763	7,946	9,130
	要介護3	1,138	2,276	3,414											6,833	8,087	9,342
	要介護4	1,202	2,403	3,604											6,897	8,214	9,532
	要介護5	1,266	2,531	3,797											6,961	8,342	9,725
（個室）	要介護1	893	1,786	2,679	118	234	351	8,765	2,040	1,668	157	300	200	4,400	9,776	10,785	11,795
	要介護2	974	1,947	2,920											9,857	10,946	12,036
	要介護3	1,045	2,089	3,133											9,928	11,088	12,249
	要介護4	1,109	2,217	3,326											9,992	11,216	12,442
	要介護5	1,171	2,342	3,512											10,054	11,341	12,628

加算内訳（1割負担の場合）

・夜勤職員配置加算	27円/日
・サービス提供体制強化加算Ⅰ	24円/日
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	56円/日
・生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/日

（注1）入所日及び退所日は、ご利用食事毎の計算になります。（朝食520円、昼食・夕食760円）

\* 洗濯は自己負担となります。  
〔入所時に自宅洗濯 又は 業者委託洗濯の何れかをお選び頂きます。〕



## 別 途 加 算 及 び 利 用 料

(単位:円)

		1割負担	2割負担	3割負担
個別リハビリテーション実施加算（個別にリハビリを行った場合）	該当者	262/回	524/回	785/回
認知症ケア加算（認知症専門棟利用が必要と認められた場合）	該当者	83/日	166/日	249/日
緊急短期入所受入加算（計画的に行うことになっていない短期入所を緊急で利用した場合）	該当者	99/日	197/日	295/日
重度療養管理加算 (要介護4又は5で胃ろうやストマ等を用いている状態の利用者に対して、計画的な医学管理を継続して行い療養上必要な処置を行った場合)	該当者	131/日	262/日	393/日
送迎加算（送迎を行う場合）	該当者	201/日	401/日	602/日
総合医学管理加算（治療管理を目的とし短期入所療養介護を行った場合）	該当者	300/日	600/日	900/日
療養食加算（糖尿病食、腎臓病食等の療養食を提供した場合） 1食につき	該当者	9/回	18/回	27/回
認知症専門ケア加算Ⅰ（チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合）	該当者	4/日	7/日	10/日
緊急時治療管理（状態が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療を行った場合）	該当者	565/日	1130/日	1694/日

日常生活品費 A（B以外に歯ブラシ・歯磨き粉・保湿クリーム・入れ歯洗浄剤・ティッシュ）	500/日
日常生活品費 B（おしぼり・タオル1枚・ペーパータオル・石鹸・お茶）	300/日
教養娯楽費（材料費の掛かるレクリエーションに参加した場合）	200/回

入所・短期入所 特定入所者利用料金（1日当り）

利用者負担段階	食費	多床室 (2人室・4人室)	従来型個室	備 考
第1段階	300 (300)	0	550	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 老年福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	390 (600)	430	550	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額が80万以下の人
第3段階①	650 (1,000)	430	1,370	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額が80万超120万以下の人
第3段階②	1360 (1,300)	430	1,370	本人および世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額が120万超の人

\*短期入所を利用した場合、食費の負担額は（ ）の料金

